

# 芦屋市産後ケア事業のご案内

令和2年4月1日より、出産後に家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な場合、市立芦屋病院で宿泊や通所による心身のケアや健康管理を行う『産後ケア』を受けていただけるようになりました。

◇ 対 象 ①～④すべてに該当し、医療の必要がないかた

- ①芦屋市に住民票がある
- ②出産後4か月以内の母子である
- ③家族等から十分な家事・育児のサポートを受けることが困難である
- ④支援が必要な状態である

(例)・産後の身体の回復に不安がある・育児に不安がある  
・休養や栄養など生活面で相談を必要とする等のかた

※利用希望者には、保健師がご家庭等へ訪問し、ご様子をお伺いします。

◇ 場 所 市立芦屋病院 (個室利用)

◇ 時 間 宿泊型：午前10時～最終日の午後3時 食事提供4回(1泊2日の場合)  
通所型：午前10時～当日の午後4時 食事提供1回

◇ 自己負担額 (1日あたり)

	宿泊型	通所型
生活保護世帯	1,500円	1,000円
市民税非課税世帯	3,000円	2,500円
一般世帯	7,000円	6,500円
夫と妻の合算所得が730万円以上	11,000円	10,500円
多胎のとき乳児一人につき	1,500円	500円

(例)

一般世帯が、1泊2日で  
宿泊型をご利用されると  
自己負担額は14,000円

◇ 利用可能回数 宿泊型、通所型あわせて7日以内

◇ 申し込み 芦屋市保健センター 芦屋市呉川町14-9  
TEL0797-31-1586 FAX0797-31-1018